

機関番号：14701

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21531026

研究課題名（和文） 感化院入所経緯および児童の実態と障害児への特別な処遇の展開

研究課題名（英文） How the process of reform school admission influences both delinquent and special needs students.

研究代表者

山崎 由可里 (YAMAZAKI YUKARI)

和歌山大学・教育学部・教授

研究者番号：60322210

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本で最初の児童福祉に関する法律である感化法に規定された感化院の入所児童の入所経緯、および児童の実態や特別な処遇の展開を明らかにする研究の一環である。感化院長会議録や少年教護法制定過程において、入所時の児童鑑別や入所児童中の障害児への特別な処遇の是非など障害児問題に関する論点、科学的かつ教育的児童鑑別と保護児童本意の感化教育の在り方を示した池田千年の保護教育論の構造、感化院要覧や入所児童記録などをもとにした入所後の特別な処遇・措置変更などの展開の一斑を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This study examines the personal background and long term effects of reform school admission on a mixed delinquent and special needs student population. It examines the record of reform school directors' meetings and there deliberation on student placement according to the Reform School Law and rerated medical and psychological records. Ti also examines both the scientific and educational ideas of psychiatrist Sennen Ikeda director od Tsutiyama Gakuen reform school and his practical application of them. Lastly, it summarizes educational and other based on various reform schools record.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・特別支援教育学

キーワード：感化院 感化教育 感化院長会議 児童鑑別 少年教護法 障害児 池田千年 兵庫県立土山学園 大阪府立修徳学院 八事少年寮 三宅紘一 杉田直樹

1. 研究開始当初の背景

本研究は、日本で最初の児童福祉に関する法律である感化法に規定された感化院（1933年より少年教護院）の入所児童の入所経緯、および児童の実態や特別な処遇の展開を明らかにする研究の一環である。

戦前においては、児童福祉に関する法的整備が不十分だったこともあり、感化院（1933年少年教護法より少年教護院）には浮浪児や

遺棄児、不良行為を為すあるいは為す虞のある児童の中に知的障害や精神病的傾向のある者、「性格異常」とされた児童も混在していた。そのため、感化教育史上、施設本来の目的に適さない知的障害児や「性格異常」児の処遇問題があった。しかしながら、感化教育における障害児問題に関する研究は、報告者（「感化院長会議等にもみる障害児問題の展開」『特殊教育学研究』第37巻第2号、1999年、「少年

教護法改革構想と障害児問題』『大阪府立修徳学院 100 周年記念誌』2008 年等以外には、山田明による研究(「感化教育における精神薄弱者処遇前史」『障害者教育史』川島書店、1985 年所収など)がみられる程度であり、従来の研究において欠落した分野である。また、近年の感化教育史関連の著作(佐々木光郎・藤原正範『戦前感化・教護実践史』2000 年、鳥居和代『青少年の逸脱をめぐる教育史』2006 年など)においても、感化院入所の具体的な経緯や入所児童の実態への言及はなされていない。この入所問題について施設所蔵の一次資料に基づいて言及したのは、管見の限り、北海道家庭学校の入所問題に言及した二井仁美の研究(『留岡幸助と家庭学校』不二出版、2010 年など)などわずかである。このような先行研究の現状は、第 1 に、不良・浮浪少年中に混在する障害児問題の見落とし、第 2 に、一次資料発掘や保存・整理などが十分なされていないという資料的制約に依るものと考えた。本研究は、これら 2 点に着目し、先行研究の限界を克服する研究として位置づけられる。

2. 研究の目的

本研究は、日本で最初の児童福祉に関する法律である感化法に規定された感化院(1933 年より少年教護院)の入所児童の入所経緯、および児童の実態や特別な処遇の展開を明らかにする研究の一環である。今回、補助金を受けた研究では、感化院入所児童児童の実態と入所児童に混在する障害児(「低能児」「低格児」)への特別な処遇の展開を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、1) 児童鑑別や義務教育修了認定問題などの視点からの、感化院長会議の議事録、感化法改正—少年教護法案の審議議事録などの整理・分析、2) 感化院土山学園長であり精神科医でもあった池田千年の感化教育(保護教育)論の構造的分析、3) 感化院入所児童の入所の要因・経緯・家庭環境・児童の実態、入所後の特別な処遇および処遇を明らかにするために、①三宅紘一ら精神科医による感化院入所児童調査、②土山学園入所児童調査、③大阪修徳学院の「特殊教護院」構想を分析した。

研究対象の時期は、おおよそ 1900(明治 33) 年感化法制定から終戦までである。その間の感化院入所児童における障害児問題の展開を概観するならば、○家庭貧困や不就学問題を背景に混在・未分化(1900 年代)

↓ (不良少年・貧困問題と重なり合う障害児問題の顕在化)
↓

○院内適正処遇の模索…感化教育・貧民学校「特別学級」問題等として顕在化(1910-1920 年代)

↓ (感化院内で独自の処遇を模索)

↓

○感化院(少年教護院)からの障害児の分離処遇要求(1930 年代~1940 年代半ば)

↓ (鑑別徹底による別処遇の要求)

↓

※児童福祉法の制定により、各種施設が確立し、分類処遇が実施(戦後改革期)

(対象児童種別の処遇確立へ)

※は今回の研究対象に含まれない。

となる。以上の時期区分を仮説的に提示し、研究をすすめた。

4. 研究成果

(1) 感化院長会議録や少年教護法案等にみる障害児問題の展開。

第 1 回感化院長会議以降の各種感化院長会議録(1900 年代末~1930 年代初頭)や感化法改正期成同盟による感化法改正私案、帝国議会へ上程された少年教護法案、衆議院・貴族院における同法修正案と可決された少年教護法、および帝国議会議事録などをもとに、感化院入所の経緯・入所時の鑑別・入所後の教育問題を整理した。特に 1910 年代末から 20 年代にかけては、感化教育について文部省と内務省とのいわゆる「権限論争」が展開した時期、司法省による矯正院設置・少年法施行の時期、1930 年代は昭和恐慌による大不況、児童虐待問題の顕在化などの時期に重なる。そのような社会的・政治的背景もふまえつつ、本研究における分析のフレームワークを導いた。

具体的な論点として、以下の 4 点を明らかにした。第 1 に、入所児童のメルクマルとして、強度の知的障害や精神病気傾向の有無や小学校課程修了の見込みの有無が想定されたこと、第 2 に、各地の感化院では、入院後の処遇に苦慮した知的障害児や行動障害、精神病的児童の処遇について、①院内に特別学級を開設するなどして処遇の実施、②適切な処遇を講じられないケースについては国立感化院(武蔵野学院)や少年保護団体などへの措置変更、というように、感化院内で特別な処遇を実施する施設と、他施設や他機関へ措置変更を行う施設に大分されたこと、第 3 に、時代を追う毎に、知的障害や行動障害のある児童、精神病的傾向の児童については、感化院とは別に特別学校や障害児保護施設などの処遇の保障が不可欠であるということが、感化院関係者に認識されるに至ったこと、第 4 に以上 3 つの論点が感化教育現場の要求として感化法改正期成同盟会によりまとめられ、感化法改正案・少年教護法案に結実したことを明らかにした。

これらの成果は、第 11 回社会事業史学会自由発表、山崎由可里「少年教護法成立経緯に関する研究—法案内容の変遷に着目して—」、山崎由可里「少年教護法成立経緯に関する研究—法案内容の変遷に着目して—」『和歌山大学教育学部紀要—教育科学—』第 62 号所収、山崎由可里「少年教護法」「日本少年教護協会」茂木俊彦監修『特別支援教育大事典』旬報社所収、山崎由可里「障害児保育のあゆみ」小川英彦編『幼児期・学齢期に発達障害のある子どもを支援する』所収、長谷川仏教文化研究所編「＜座談会＞感化教育史研究の到達点と今後の課題」などにおいて公表した。

(2) 科学的かつ教育的な児童鑑別および感化院入所児童への適切な処遇の確立をめざした池田千年の保護教育論の検討。

精神科医であり兵庫県立土山学園第二代園長であった池田千年の感化教育に関する論文や児童調査、感化院長会議および感化法改正期成同盟会での言動等をもとに、彼の感化教育論（保護教育論）の構造を明らかにすることによって、1) 入所児童の実態・必要性に即した実践的な児童鑑別・分類・処遇論、2) 公教育と感化教育との関係性に着目し、制度と実践上の不整合性の解明やそれを克服するような教育本質論、などの内実の具体的な解明の一斑を試みた。

その結果、以下の 2 点を明らかにした。第 1 に、池田の保護教育論は、精神科医としての専門性をベースとし、感化教育を「保護教育」、感化教育の対象児童を「保護児童」としてとらえなおし、遺伝によるあるいは社会環境による不利益が不良・非行行為を引き起こすという立場から、保護児童の教育保障を社会全体の課題と位置づけるものであったこと、第 2 に、少年教護法制定前後より、法律に関する論及が目立ち、そこには、保護教育を「不良防止、感化教・矯正のため」という「手段としての教育」ととらえるのではなく、保護児童たちに教育を保障すること自体に意義と価値を見いだす立場を明確にしたものであることを明らかにした。

これらの成果は、第 49 回日本特殊教育学会ポスター発表・山崎由可里「池田千年の保護教育論」、山崎由可里「池田千年の保護教育論(1)」『和歌山大学教育実践総合センター紀要』第 21 号所収、などで公表した。

(3) 感化院入所児童の実態および特別な処遇や感化院が不適切とされた児童の受け止め。

感化院入所児童の実態や特別な処遇、あるいは感化院入所不可とされた児童の別処遇（感化教育からの分離処遇）について検討した。具体的には、1) 精神医学者三宅紘一、杉田直樹らによる幼年監や感化院入所児童調査、2) 大阪府立修徳学院、兵庫県立土山学園などの所蔵資料および施設要覧などの資料整理と分析、3) 不良少年中の障害児（「低能児」

「低格児」）を積極的に受け入れた治療教育施設八事少年寮などを分析の対象とし、入所児童の実態や処遇について検討した。

感化院入所児童調査としては、三宅紘一（精神医学・東京帝国大学医学部）をはじめとする精神医学者による感化院入所者の精神的・身体的・環境の実態調査、大阪修徳学院や兵庫県立土山学園などでの入所児童調査があった。それらによれば、1) 感化院入所者の大半が赤貧・貧困家庭の出身であり、学歴では不就学・中途退学者が多く、2) 当時の医学的診断水準によるという限定はあるものの、「痴愚」「低格者」「精神發育制止」などと診断された者の割合が高かったことが三宅らによって指摘された。

以上のような感化院入所児童の実態調査や入所後の処遇あるいは入所不可とされた児童への処遇をもとに、以下の点を明らかにした。まず、このような傾向は、程度（不良少年中に占める障害児の割合）はさまざまであるものの、処遇困難児の受入を期待された国立感化院武蔵野学院開設（1919 年～）や、児童鑑別機関の任意設置を盛り込んだ少年教護法制定（1933 年～）以降も継続したことである。

また、杉田直樹（精神医学・名古屋帝国大学医学部）が 1937 年に開設した治療教育施設八事少年寮の意義について、3 点を明らかにした。第 1 に、教育の可能性が乏しく教護院入所不可あるいは不適切と見なされ、いわば「行政の谷間」に置かれた不良少年中の障害児を積極的に受け入れた数少ない施設であったこと、第 2 に、八事少年寮は欧米のような精神科医の関与する感化院をモデルとし、杉田の治療教育学理論を検証する場であったこと、第 3 に、八事少年寮での治療教育の取り組みは、杉田による児童精神医学確立の試みでもあったことである。

そして、熊野隆治（戦後、国立武蔵野学院長として児童福祉法制定にも関与）院長時代における大阪府立修徳学院では、「特殊教護院」として、対象者に応じて医師、看護師、心理学者、教育者らが所長や職員となる肢体不自由児・病弱児・知的障害児・精神病的児童のための特殊少年教護院の構想が提起された（大阪府立修徳学院所蔵資料：『少年教護施設拡充計画案』1937 年、『大阪府特殊少年教護院施設案』1937 年など）ことを明らかにした。これらの構想は、児童福祉法により具体化されるものであり、児童福祉法制下での児童福祉施設に先駆けるものであった。

これらの成果の一部は、『特別支援教育大事典』所収の「感化教育と障害児問題」「感化救済事業」「八事少年寮」などで公表した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計2件)

- ① 山崎由可里. 査読無. (2012)「池田千年の保護教育論(1)」『和歌山大学教育実践総合センター紀要』第21号、pp. 115-124.
- ② 山崎由可里. 査読無. (2011)「少年教護法成立経緯に関する研究—法案内容の変遷に着目して—」『和歌山大学教育学部紀要—教育科学—』第62号、pp. 103-107.

〔学会発表〕(計2件)

- ① 山崎由可里. 査読無. (2011)「池田千年の保護教育論」日本特殊教育学会第49回大会、2011年9月24日、弘前大学
- ② 山崎由可里. 査読無. (2011)「少年教護法成立経緯に関する研究—法案内容の変遷に着目して—」社会事業史学会第11回大会2010年5月8日、関西学院大学

〔図書〕(計2件)

- ① 山崎由可里. 依頼. (2010)「感化教育と障害児問題」「感化救済事業」「少年教護法」「日本少年教護協会」等8項目、茂木俊彦監修『特別支援教育大事典』旬報社、pp. 120-121, 170-171, 455-456, 643, 716-717, 869-870.
- ② 山崎由可里. 依頼. (2009)「障害児保育あゆみ」小川英彦編『幼児期・学齢期に発達障害のある子どもを支援する』ミネルヴァ書房、pp. 2-14.

〔その他〕

- ① 座談会「感化教育史研究の到達点と今の課題」での報告。2011年3月2日
(東京都千代田区私学会館アルカディア)
大乘淑徳学園長谷川仏教文化研究所より招聘され、感化教育史研究における最新の研究動向、資料調査や資料保存の現状、今後の研究課題などについて、山崎の他、長沼友兄氏(元児童自立支援施設長)、二井仁美氏(大阪教育大学)、石原剛志氏(静岡大学)、藤原正範氏(鈴鹿医療科学大学)の5名で議論した。山崎は、「感化教育における障害児問題の顕在化と展開」について報告した。なお、本座談会での報告および議論については、長谷川仏教文化研究所編「<座談会>感化教育史研究の到達点と今後の課題」『淑徳大学長谷川仏教文化研究所年報』第36号、2011年9月として刊行された。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山崎 由可里 (YAMAZAKI YUKARI)
和歌山大学・教育学部・教授
研究者番号：60322210